

広島県立総合体育館に係る指定管理者の候補者の選定について

スポーツ推進課

広島県立総合体育館の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会スポーツ推進部会（以下「スポーツ推進部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	公益財団法人広島県教育事業団
代表者	理事長 桜井 勝広
住所	広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日（予定）
申請提案額	815,442千円（予定）

【選定理由】

スポーツ推進部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」及び「Ⅴ 申請者の取組姿勢」の項目において、

- ① 現状を踏まえた現実的かつ具体的な目標設定
 - ② 施設の機能や価値を理解し、地域や関係団体等との連携体制を構築できていること
- などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所在地	広島市中区基町4-1
施設の設置目的	大規模スポーツ大会の開催と国際交流の促進を図るとともに県民スポーツ活動の拠点とする。
現指定管理者	公益財団法人広島県教育事業団

3 応募者（順番は申請順）

応募者名		所在地	代表者名
A	公益財団法人広島県教育事業団	広島市西区観音新町二丁目11番124号	桜井 勝広
B	グリーンアリーナ活性化共同企業体	広島市西区商工センター二丁目3番1号	本田 雅彦
	株式会社イズミテクノ	広島市西区商工センター二丁目3番1号	本田 雅彦
	シンコースポーツ中国株式会社	広島市東区東蟹屋町5番5号	石崎 健太
	ホームテレビ映像株式会社	広島市中区白島北町19番2号	水内 美輝
	アシックススポーツファシリティーズ株式会社	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目1番1	原田 聡

4 広島県立総合体育館指定管理者選定状況

(1) スポーツ推進部会委員

部会長	田口 新也（広島県地域政策局スポーツ推進課長）
委員	西郷 紀子（西郷紀子社会保険労務士事務所特定社会保険労務士） 橋 俊夫（橋公認会計士事務所公認会計士） 堂本 ひさ美（公益財団法人広島県スポーツ協会常務理事） 福田 由美子（広島工業大学工学部建築工学科教授） 藤口 光紀（広島経済大学経済学部スポーツ経営学科教授）

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

県は、「欲張りなライフスタイルの実現」に向け、県民が、気軽にスポーツを楽しむことができる機会をつくとともに、観光や文化、教育などの推進にもスポーツを最大限活用する、スポーツを核とした地域づくりに取り組んでいることから、審査項目の「Ⅰ利用者サービスの向上・確保」及び「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」に特に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は3のとおり)		評価及び選定理由
			A	B	
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び附属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか 	20	14.1	13.5	<p>○Aは、利用者からの要望等への的確な対応や、施設の利用について円滑に管理運営が見込まれると評価された。</p> <p>○Bは、利用者の安全対策や開館時間の延長の提案が評価された。</p>
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適切か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・「欲張りなライフスタイル」等、県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか 	20	13.7	13.0	<p>○Aは、現状を踏まえた現実的かつ具体的な目標設定が評価された。</p> <p>○Bは、広報活動に関する新たな取組の提案が評価された。一方、利用者数の目標達成の実現性には疑問が残ると評価された。</p>

<p>Ⅲ 維持管理水準の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか 	<p>15</p>	<p>10.2</p>	<p>9.5</p>	<p>○A及びBは、いずれも維持管理水準は妥当と評価された。 ○Aは、小規模修繕業務の内製化の取組が評価された。</p>
<p>Ⅳ 申請者の経営状況・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか 	<p>15</p>	<p>9.6</p>	<p>9.5</p>	<p>○A及びBは、いずれも財務状況に問題はないと評価された。 ○Aは、経験豊富な職員を多数配置している点が評価された。 ○Bは、障害者の雇用について評価された。</p>
<p>Ⅴ 申請者の取組姿勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか 	<p>10</p>	<p>7.3</p>	<p>6.3</p>	<p>○Aは、施設の機能や価値を理解し、地域や関係団体等との連携体制を構築できている点が評価された。 ○Bは、新たな取組を提案する姿勢が評価された。一方、地域や関係団体等との連携が具体的ではないと評価された。</p>
<p>Ⅵ 申請提案額（金額評価）</p>	<p>最低提案額/申請提案額×10 （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格</p>	<p>10</p>	<p>10.0</p>	<p>9.7</p>	<p>AがBよりも低額であった。 申請提案額 A：815,442千円 B：840,000千円</p>

VII 申請提案額の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取組内容はどうか 	10	6.4	6.3	<p>○Aは、実現性をもった事業計画となっていると評価された。</p> <p>○Bは、収益増への取組姿勢が評価された。</p>
合計点数		100	71.3	67.8	

※本結果は、6名の委員の平均点によるものである。